

町有施設対応方針の運用について

1. 施設の区分と対応案

町有施設の開館等に向けては、おおむね次により施設を区分し、それぞれの区分ごとの対応案を基本に、当該施設の目的、内容、利用状況、経営状況等に応じ個別に検討し対応することとする。

施設区分 （*1）	利用者等 主に町内	利用者等 主に県内（*2）	利用者等 主に県外
屋外施設	開館	開館	開館
屋内施設	開館	開館	開館
飲食施設 （*3）	開館	開館	開館
カラオケ、 スポーツジム	開館	開館	開館

（*1）施設区分にかかわらず緊急事態宣言対象区域からの利用者（対象者全員検査を受けた者は除く。）、又はまん延防止等重点措置対象区域からの利用者（対象者全員検査又はワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けた者は除く。）の利用は、自粛を要請すること。

（*2）「県内」には、日常生活圏域の県外を含む。

（*3）対象者全員検査又はワクチン・検査パッケージ制度の導入を検討すること。

2. 感染防止対策の徹底

以下の感染防止対策の徹底に努めること。

（1）共通事項：三密回避、身体的距離の確保、マスクの着用、消毒、換気等

（2）個別事項：「業種別ガイドラインについて」参照

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/guideline.html>

（3）福井県の推奨する「感染防止徹底宣言」ステッカーの掲示に努めること。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/sutekka-.html>

（4）飲食施設においては、「マスク会食推進店」の取組や「ふくい安全・安心飲食店」の認証取得に努めること。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/maskkaisyoku.html>

<https://fukui-anshin-ninsyou.com/>